

みなとタバコルール賞表彰概要

(1) 表彰対象者

みなとタバコルールの推進に貢献した事業者及び地域活動団体

(2) 表彰方法

対象者のうち、特に顕著な取組を「金賞」、金賞に準ずる取組を「銀賞」、その他の取組を「銅賞」

「金賞」：区から表彰状及び記念品を授与する。 記念品：記念盾（予定）

「銀賞」「銅賞」：区から表彰状を送付する。

(3) 被表彰者数

金賞：1～2者程度、銀賞：若干数、銅賞：若干数

(4) 評価項目

- ①活動頻度
- ②活動の参加人数
- ③活動の工夫性（独自性があり、活動の効果を高める工夫をしているか）
- ④問題解決性（地域独自の課題解決に寄与するものか）
- ⑤活動が与える影響（社員、地域、他団体、区民に影響を与えているか）
- ⑥活動の効果性（活動の効果が出ているか）
- ⑦みなとタバコルール宣言に賛同しているか
- ⑧総合評価（候補者の活動内容等を総合的に判断し、被表彰者としてふさわしいか）

(5) 自薦基準

【自薦基準】

- みなとタバコルールの推進に貢献し、顕著な実績を上げていること。
- みなとタバコルールの推進について、他の模範となる取組を行っていること。
- みなとタバコルールの推進について、特色ある取組や活動効果が期待できる積極的な取組を行っていること。

(6) 応募方法

港区ホームページより直接応募が可能です。FAX又は、メール等での応募の場合は、応募書類（推薦調書及び活動状況シート）を区ホームページよりダウンロードし、応募期間内に環境課までFAX又は、メール等でお送りください。

(7) 応募から表彰までの流れ

応募期間・・・6月21日(木)～7月20日(金) 必着

審査結果通知・・・9月中旬予定

表彰式・・・・・・・・11月予定